

## まちづくり局カワサキケイカンボードゲーム貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（以下「景観・地区まちづくり支援担当」という。）において管理しているカワサキケイカンボードゲーム（以下「ボードゲーム」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 景観・地区まちづくり支援担当は、ボードゲームを景観まちづくり意識の普及啓発に使用する次の各号のいずれかに該当する団体等に貸出するものとする。

- (1) 川崎市内の町内会、自治会、学校、こども文化センター、わくわくプラザ、放課後児童クラブ、特定非営利活動法人等
- (2) 川崎市内で景観まちづくり活動を行う団体
- (3) その他、景観・地区まちづくり支援担当課長が特に認める団体、機関等

### (貸出手続)

第3条 ボードゲームの貸出しを受けようとする者は、貸出希望期間の初日の7日前の日までに「カワサキケイカンボードゲーム貸出申請書」（第1号様式）を景観・地区まちづくり支援担当課長に提出し、その承認を得なければならない。

### (貸出の不承認)

第4条 景観・地区まちづくり支援担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ボードゲームの貸出しを承認しない。

- (1) 使用目的が営利活動であるもの
- (2) 使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの
- (3) 使用目的が公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) その他、景観・地区まちづくり支援担当課長が不相当と認めたもの

### (貸出期間)

第5条 ボードゲームの貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、ボードゲームの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）が景観・地区まちづくり支援担当課長からあらかじめの承認を得た場合は、この限りでない。

### (転貸・譲渡の禁止)

第6条 使用者は、貸出しを受けたボードゲームを転貸又は譲渡してはならない。

(ボードゲームの管理)

第7条 使用者は貸出承認を受けた目的に沿った使用をしなければならない。

- 2 使用者はボードゲームを適正に管理し、良好な状態で返却しなければならない。
- 3 返却時には、ボードゲーム備品の状態を別に定めるチェックシートにより確認し、当該チェックシートを景観・地区まちづくり支援担当課長に提出しなければならない。

(損傷又は紛失の届出)

第8条 使用者は貸出しを受けたボードゲームを破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を景観・地区まちづくり支援担当課長に届け出なければならない。

- 2 前項において破損、汚損又は紛失の理由が、故意又は使用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。
- 3 ボードゲームの使用中に生じた責任は、使用者が負うものとする。

(費用の負担)

第9条 ボードゲームの貸出料は無料とする。

(貸出中止)

第10条 景観・地区まちづくり支援担当課長は、使用者がこの要綱の規定に違反していると認められるときは、貸出しを中止し、ボードゲームを返却させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。